

都市・環境常任委員会

(平成25年8月9日)

川村幸康委員長

ただ今から都市・環境常任委員会を開催させていただきます。

上下水道局の項目と3部にまたがる項目の調査をさせていただきます。

代表で、塚田さんからご挨拶いただいて始めたいと思いますので、どうぞ。

塚田上下水道事業管理者

本当に暑い中、ご苦労さまでございます。

きょうで2回目の所管事務調査ということで、上下水道局はきょうが初めてでございます。過去に行った所管事務調査の進捗の確認ということで、上下水道局としては下水道使用料金の改定、それから、3部署にまたがる案件というのは三つございます。それぞれ指摘、それから意見をいただいた中で、上下水道局、また、ほかの2部も、そういった意見に基づいて今まで業務を行ってきたというところでございますので、再び今から、担当者からそのあたりを説明……。説明はよかったんですか。

川村幸康委員長

説明も長くなるので、事前に資料は配付してあるので。

塚田上下水道事業管理者

資料ということでまとめて配付させていただきましたので、その資料に沿って、いろんなご意見、アドバイスをいただければいいのかなというふうに思っております。

それでは、よろしく願いいたします。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

それでは、上下水道局に関する事で委員の皆さんからのご発言を願います。

山口智也副委員長

それでは、きょうはよろしく願いします。

平成19年9月の所管事務調査の下水道使用料改定の答申についてというところで、一つお聞きしたいと思います。

その中で、未接続事業所の問題で、特に大口の事業者の未接続問題についてお聞きをしたいと思うんですけれども、上下水道局からいただきました資料の1ページ目の上から二つ目の段ですけれども、委員からの意見として、未接続の事業所を調査して接続を強く依頼するべきであるということについて、その対策として、その啓発、指導をしっかりと行っていただいて、大分水洗化率も上がってきており、大口の事業者については、平成19年度末に92%であったものが昨年度末には95%まで来ているということで、残り5%ということだと思んですが、この残り5%について、軒数で言うと、あと何軒くらい未接続の事業所があるのでしょうか、教えてください。

稲垣生活排水課長

生活排水課の稲垣です。

説明させていただいておる資料で、パーセンテージを挙げさせてもらいました。92%から95%と説明させていただいておるんですが、当時、大口事業所という意味合いで月100m³、年間にしまして1200m³以上の大口事業所につきましては、当時、供用開始区域内に1215軒ありました。そのうち平成19年度末で水洗化済みが1113軒。ですので、残る102軒が未水洗化であったということです。その102軒のうち、平成24年度末までに36軒が水洗化を行っていただいておりますということで、残る66軒のうち3軒については廃止、事業所をやめたとかということですので、現状としては、63軒がまだ未水洗化の状況であるということでございます。

山口智也副委員長

ありがとうございました。残り63軒ということで、特に大口の事業者、事業所というのは規模も大きいわけで、周辺への悪臭等の影響も大きいということで、特に指導を徹底していかないかなかなと思うんですけれども、ここにも書かれているように、しっかり啓発、調査、指導というのはやっていただいているとは思いますが、もう少し指導を強化するというところで、条例の中でそういう指導、制度みたいなものを入れ込んで調査していくというような、そんなお考えというのは今あるのでしょうか。

稲垣生活排水課長

生活排水課の稲垣です。

条例でそこまで業種に限ってうたう、あるいは事業所に対してということは今のところ考えておりません。あくまでも公共下水道が供用開始された区域については、全ての方が接続していただかなければならないというところで指導させていただいておるということでございます。現在、その未水洗化の事業所等につきましては、もう既に、いわゆる合併浄化槽のほうでそれぞれ、要は排水を処理されておるというところですので、そちらから公共下水道への切りかえという意味合いで、啓発をさせていただいておるというところでございます。

山口智也副委員長

しかし、きちんと水洗化、下水道に接続していくというのは、その事業所のやはり義務だと、義務というか、きちっとやっていかなければいけない部分だと思いますので、例えば、ご存じだと思いますけれども、他市では条例を改正して、そういう指導の仕組みなどを取り込んで、例えば、先ほど言われましたけど、合併浄化槽などを使用している場合には5年以内にやってくださいよとか、それとか、工事の資金が足りなくて経済的になかなか接続が難しいという場合には3年以内とかというのを明確に示してやっている自治体もあると思うんですけれども、そういったところも参考にしながら、しっかり今後検討していただきたいと思うんですけれども、要は、具体的な取り組み、道筋というのをつけてあげないと、なかなかその残りの部分というのは達成できないのかなと考えるんですけれども、最後にもう一度だけ、今後の方向性、そういったものも検討できるのかどうかというのをご答弁願います。

塚田上下水道事業管理者

確かに、公共下水道区域で整備されたところには下水道法で速やかに接続することと法で定められております。ただし、それに対する罰則規定等というのはございません。現在のところは、やはりもう啓発で早い接続を促しているということですが、なかなか啓発をしても接続していただけない、そういう方々は、それぞれのいろんな理由というものがございます。ですから、一つ考えられるのは、いかに接続しやすい何か手法はないのかということと、それと、もう少し規制を強めるのか、どちらをとっていくんだとい

うような形のものになるのかなというふうに思っております。

先ほど副委員長から、他市もいろんな条例をつくって、下水道法をカバーするような形で臨んでいるところがあるんじゃないかということもお聞きしましたので、そういった先進都市の取り組み、これを今後十分研究、検討していきたいというふうに思います。

諸岡 覚委員

そもそも論で、接続せんことは、いわゆる何か法令に触れる犯罪なんですか。今の、何か悪いことなんですか、それは。

川村幸康委員長

多分、努力義務なんやろうな。民的なことやろう。害を及ぼすわけじゃないけど、多分、見方を変えると、取れるものを取っておらんとも言えるわけやわな。サービスして、そこまで下水道整備をして、税としては迎えに行って3年以内につなぎ込んでくださいよと、強制力はないけど、そういうことやろうと思うんやわ。それを大半の人はつないで、下水道、受益者負担やで、どちらかという、水道のように供給義務というよりは、自分らで汚した水を自分らできれいにしますという考え方やろうで、下水道は。そうすると、きれいにして返すんやで来てくれということで税金を使ってもろうて来てもろうておるわけやで、本来、その趣旨でいくと、入りましようという努力義務ぐらいで、罰則となると、刑事事件と違うで多分ないのかなと思うけど、ただ、だから、多分、言われたように、条例が何かでもう少しきつくしてできやんのかというところかなと思うんやけど、どうですか。

塚田上下水道事業管理者

法令では速やかに接続することということだけなんですよ。だから、接続しなかったら、じゃ、それは罰則規定があるのかということ、ないんですね。速やかにということで、年数も何年以内というような数字ではくっきりかっきりと区切っていないんですね。ですから、そういうところを見れば、接続しなくても犯罪ではないというふうに私は解釈しております。

ただ、それが、もう一つの考え方があって、要は、生活排水を垂れ流しの場合、もうこちらの水路とか川へそのまま放っている場合と、そういうところと、既に合併浄化槽を設置してあって、きちっと法定検査もして流している。そこへ下水道が整備されてきた。そ

して、数年以内に接続せいということになると、やはり合併浄化槽を設置した時期とか、そういうのでなかなかすぐに接続をしてもらえるというのは難しい場合がございます。ですから、他市は多分そういった場合はどのような補助を出すのかとか、それとも、下水道の本管が整備されたときに何年以内に接続しなければならないとか、そういうような縛りがしてあると思うんです。ですから、その中で、条例で罰則まで決めてあるのかどうか、そのあたりを少し研究してみたいなというふうに思っています。

川村幸康委員長

よろしいですか。

他にございませんか。

杉浦 貴委員

今、下水で900億円ぐらいなんですかね、企業債という。950億円ぐらいですか。900億円ぐらいですかね。

そのうちの汚水の分って幾らぐらいなんですかね。それだけちょっと。わからへん。

川村幸康委員長

今すぐわかりますか。

杉浦 貴委員

わからんでもあれですが、半分ぐらいの感じなんですかね。半分よりも低いのか。そんな程度でよろしいわ。

結局、この下水道料金の改定というのは、要は、報告にも書いてもらってあるけど、投入資本を回収するというのが大きな目標になっておるといのか、そればかりではないわけやけど、そのところで、企業債を含んでの話なので、3年に1回やっていってもらうんですかね。そこだけきちっと数字なんかも出してもらって説明をしつつ、必要であれば果敢にやってもらって、必要じゃなければやめてもらってというところのめりはりをきちっとつけてほしいなということ。要は、何で企業債を聞いたかというのは、金額としてはやっぱりものすごい大きいので、一般会計全体で800億円とかそんなので、下水道で九百何十億のうちの半分ぐらいがというようなことやと、そこだけちょっとお願いしたいなと思

って。

久志本経営企画課長

汚水のほうで493億円、雨水のほうで383億円です。

川村幸康委員長

よろしいですか。

杉浦 貴委員

ありがとうございます。

川村高司委員

お願いします。

2ページの防災対策についてというところの一番下の対応済みということで、緊急用貯水槽について、一部の箇所においては速やかに利用できるよう、取水口を改良しましたと。ちょっと言葉尻をとるわけではないんですけど、一部の箇所においてはということは、実際に水が出るまでに時間がかかったものに対しての対応ではなしに、この一部の箇所というのは、問題のある場所を対応されたのか、今でも水の出にくい例はほったらかしになっておるのかとも読み取れるので、これはきちっと、今はこの緊急用貯水槽というのは、いざというときに水が出るという状態になっているということによろしいんですか。

塚田上下水道事業管理者

今は全てすぐに水が出るようになっております。この一部というのは、地下式の緊急貯水槽の箇所で、その上に水がたまっていて、その水を抜き取らなくてはポンプが使えないと、そういうような状況に置かれた貯水槽がございました。それは水がたまらないような改良をしたということございまして、現在13カ所ある緊急貯水槽は全てすぐ水が供給できる状況になっております。

川村高司委員

あと、一番下に、また、3年に1度の割合で点検等をしていただいているということな

んですが、ここで意識の問題なんですけど、不具合があれば改良修繕をしていきますということなんですけど、3年に1度でやってみて不具合が生じたら、これは緊急貯水槽としては機能を有していないのではないかという、だから、問題があったら、そのときになって対応しますよという意識ではなしに、不具合が実際今までの点検で生じているのか生じていないのか、不具合自体が発生したらあかんという意識で点検、修繕をしないと、あったら直しまっせというのでは緊急性が伴わないので、表現上のことだけかなって老婆心ながら思うんですけれども、その辺のマネジメンツの意識だけ再確認したいんですが。

塚田上下水道事業管理者

3年に1度の点検ということで書いてございますけれども、その前に、毎年1回はその緊急貯水槽を使って訓練を行っております。したがって、その訓練のときに当然不具合があればわかると。それがあった場合はすぐに直すということでやっています。ですから、ここに下に3年に1度と書いてあるのは、もっと精密な検査といいますか、そういったものを言っております。したがって、今まで3年に1回検査して不具合ってあったんですか。ちょっと誰かわかる……。

萩水道維持課長

済みません、水道維持課、萩です。

毎年、先ほども話をさせていただきましたように、訓練と一応設備に関しましての点検を行っております。それで、3年に1度というのは、内部の中側における点検、傷みぐあいとか、そういうのも、水を1度かい出して、内部の表面の状態とかそういうのを点検しております。その中で、今まで点検をさせていただいて不具合というのはございませんでした。

以上でございます。

川村幸康委員長

よろしいですか。

そうしたら、ほかにございませんか。よろしいですか。

三つにまたがる、今、防災対策に行きましたけど、ほかの部分でも、もしあればご発言願えればと思います。

私のほうからちょっと水道のところ、上下水道局のところ、二つほど。

一つ、水質保全に関する条例案についての調査研究をしたときのことを思い出していただきたいんですけど、本市は地下水が多いということで、水質をするのに、法はもうきちっとあるやないかという調査はしたと思うんですよ。水質汚濁とか土壌とか廃棄物処理に関する法律、それから三重県の生活保全に関する条例なんかがあって、きちっとされているよ。あとは、かなめは、この運用のあり方を問い直して正しく運用していくことというふうなことで委員長報告がなされたと思うんですよ。その対応中という中でこれをしておるといっただけけれども、今、流れ的にいくと、産廃の問題が県の事務のままであって、中核市に移行できるようなことが国のほうで、もう変わったのか、まだやな、事務局。変わったんか。決定したんかな、あれ。まだしてないんか。まだやな。そうやけど、そういうような方向性で議論されておるんですよ。

そんな中で、運用のあり方というのは、結局、使い方によってはどっちにもなるということやと思うんやけど、今、きょう環境部も来てもらっておるもんであれなんやけど、よく月に二、三回かな。新聞を見ると、土壌汚染のことを発表しますやんか、必ずと言っていいほど、何か萬古屋さんの跡やったとか、スタンドの跡やったとか。あれは発表したでいいのか、あるいは、そもそもそういう法からいくと違反なんやろうけれどもやっておるのか。だから、ここで委員長報告で言ったように、運用やわな。運用でどういうことができるのかなと思ってな。この間も出ておったやろう、どこかのところで。壊した後に土壌調査したら何かが出ていましたって、いつも出ますやん。あれというのは、明らかにしたでもうそれでいいのか、土壌改良しておるのか、それとも、それはどういうことになっておるのか。環境部のほうなのか上下水道局のほうなのか、ようわからんのやけどさ。環境部かな、あれは。

人見環境保全課長

環境保全課の人見でございます。

土壌とか地下水なんかの汚染時の記者発表をしておりますけれども、あれは、まず、三重県生活環境の保全に関する条例に基づきまして、汚染の発見時には届け出なければならないということで、私どもへ届けられて、それで私どものほうで公表しておるわけなんですけれども、その後、当然、私どもとしては、そういった土壌の浄化とか、そういったものについて、指導してまいります。それで、実際、土壌が浄化された後も、入れ替えとか

が多いんですけれども、そういった中で、すぐ同じくやはり記者発表のほうはしておりません。でも、なかなかちょっと新聞のほうに載せていただけないというような状況です。

川村幸康委員長

これは、水質保全に関する条例案をつくろうといったときに、上下水道局が主体となっていてやっていたらと思っておったんやわ、俺。そのときに土壤汚染とかそういうようなこともあって、あるけれども、結局は、それを監視したりなんかする、法をどう守らすかとかどうやるかということが一番重要なことというふうにして議論が進んだらと思っておるのな。特に飲み水のことの関してのことやったと思うんやわ。だから、今、塚田さんが言われるように、環境部やで上下水道局と違うと言うけど、あのときの当時、上下水道局に対する指摘事項やったと思うんやわ、そういうことも含めて。四日市の地下水が半分ぐらい飲み水になっておるわけやで、水質とか土壤汚染が、法の運用で守っていかんと危ないんやないかという話やったと思うんですわ。

そういうようなことで多分議論を重ねてきた中やもんで、この1ページに載っておる水道水源の上流での土壤汚染などについて環境部と情報を共有しているとなっておるんやけど、本来なら、環境部と共有はしておるけど、どっちがやっぱり本当にやらなあかんのやとなったときに、環境部ではないのと違うかなと思うんや、水源を守るという観点でいくとな。だから、あのときも多分環境部なのか上下水道局なのかと言っておったけど、水源の水質を守るということに関しては、やっぱり上下水道局が任を担っておると違うんかということやったと思うんやわ。その中での法体系の運用をどうしていくのかということやで言っただけで、事あるたびに土壤汚染のああいう記事が載るんやろうけれども、市民から見ると、飲み水、大丈夫なのという、専門性も何もないから思うところがあって、我々も多分、あのときの所管事務調査で、水質汚染が結構土壤汚染があるということは、水、地下水を侵されておるんやで、地下水は半分ぐらい四日市の飲み水なんやで、上下水道局のほうで大丈夫かという話になっていたと思うんやわ。それを今見ておると、独自で確認しているとなっているけれども、上から下に来るんじゃないで、下で汚染しているやつが上にも地下水は上っていくと聞いておったもんで、そのころな。だから、そういったことも含めてやっておったんやで、今、これは、地下水は検討しておるで大丈夫というけど、もう一段の何かあれは私は要ると違うかなって前々から思っておるのやけどな、個人的にこれ。いかがですか。

須藤環境部長

ちょっと声が出ないので申しわけないんですけども。

川村幸康委員長

どうしたんですか。

須藤環境部長

風邪を引きまして。

環境部か上下水道局かということについては、やはりこれは環境部の仕事かなというふうに思っていますので、地下水の水質を守るということにつきましても、やはりその原因になるものから攻めていかないと、地下水につながっておるということで、水質を単に条例上守れとしたところで、その汚染する原因者、原因行為を一つ一つ押さえていくということでは、やはり地下水の保全、水質の保全というのはできない。その中で、その原因となるのが河川の水質であったり土壌汚染であったり、そういうことであるので、そういう個別法でそういう行為を規制していくということではないのかなということで、所管事務調査でもそのようなことを申し上げたというところでございます。

川村幸康委員長

そうすると、例えば、今、水質保全に関する条例案は、つくろうとしたけど、もう現行の法があるんだから、それ以上にはつくれやんし、その上へ積み重ねたって何の意味もないよという話で、そうしたら、その現行のある法令の運用をどれぐらい、ここで言うと適正に運用することができるのかという指摘事項で終わったと思っておると、今、本当に環境部だけでそのことができておるのかという話なんやわな。だから、あのとき言ったのは、オール四日市でそれは取り組まんとできやんことと違いますかという話やったと思うんですよ。1番目には、上下水道の飲み水を守る地下水あたりの汚染をどうやって防ぐかということでもあったやろうし、もう一つは、例えば、工場から出る排水で、現に排水に油が混じって出るというようなことの事例は起こっておるし、多分、行政側も把握しておると思うんやわな。農業用水にそれが入ったりなんかすることをな。そうすると、それは、この法でいくとそういうのも防げるし、だめですよから守らせることができておるわけやけ

ど、いまだにこれは守られていないやん。しょっちゅう工場から排水漏れして油が出てきたりなんかするということが多いわけやろう。そうすると、それはどこが一義的に気づくんかといったら、河川排水課やろう、多分。違う。苦情がすぐ来るのは、環境部よりも。二次的には環境部に行くんやけど、一義的には河川排水課へ多分行くのかなと思うんやろうけど、その辺、どうですか。上下水道局のほうへ行くの、都市整備部のほうへ行くの。

塚田上下水道事業管理者

それぞれが管理している部署へ行きます。河川排水課が管理している河川に油が流れていけば河川へ行きますし、上下水道局が管理している水路に油があれば上下水道局で処理をするということになっています。

川村幸康委員長

そうすると、処理をそこでしてもらおうというふうになっておるんやろうけれども、現行の法令をきちっと運用していこうと思うときに、使えておるかどうかわさ、問題は。だから、委員会の所管事務調査で指摘したのはそういうことやったと思うんやわ。よくある事例で、例えば、工場排水が漏れた、農業用水のところへ出てきた。そうやけれども、それはどこが担当するんやと言ったら、環境部がするのか、河川排水課がするのか、もしくは農水振興課のほうで農業用水やったらするのかという話になってな。それで、それを修繕したりなんかしようと思うと、受益者負担を含めて取るわけやろう。

だから、いま一度、こういうのはもう五、六年前に指摘したことなんやろうけど、水質検査の確認ということだけを言ったのではなかったとあのとき思うんやわ。オール四日市でどうやって現行にある水質を守れるようにするかということで取り組むべきやないかという話やったと思うもんで、できれば、それは管理しておるところでやっていますというのは行政側の考え方だけであって、あの当時、議会の委員会で指摘したのは、今ある法体系しかないとするならば、それをきちっと運用して水質を守ってほしいという委員長報告やったと思うんやけど。だから、少しやっぱりあのときの、今でもそうやけど、受けとめ方が違うのかなというふうに私は思っています。

塚田上下水道事業管理者

当然、水路に油が流れてきた場合は、まずはその油を除去するという事に努めます。

それと、その油がどこから流れてきたかというのを追跡調査し、その原因元を確定いたします。その工場なり個人なり、油が出た場合は、流れないようにいろんな改善とか、そういう指導を行っております。ですから、流れたらそれを処理するだけというんじゃなしに、やはり法に基づいた指導をし、改善をしてもらうということを行っております。

川村幸康委員長

やってもらっておるといふ話やけれども、結局、日々起こっておるわけや、漏れてくるところは大体決まっておって。だから、そういうことでいくと、水質を守る視点でいくと、管理しておるところだけで守っておっても無理やし、やっぱり全体となってその取り組みをせんことには防げやんのかなというのが委員会の指摘やったと思うんやわ。

だから、塚田さんが言われるように、工場から出された油なり、出してはならないものが出てくる事案があったときに、まずその回収に努めて、その後、そうしたら、それを何で出てくるようになったかというところの原因までいけへんのやわな。いっておったらたびたび起こらんわな。ところが、なかなかそれがそういうふうにはなっていないんやわな。だから、もう一度それをきちっと、現行の法体系を、仕事をしてもらっておる行政のほうそれぞれの立場でやるのと同時に、みんなで協力してやりなさいよとこれは言ったと思うもんで、そこができていないと違うんかなと思うんやけど。ということなんや。

だから、この最初の水質保全条例をつくろうと平成18年に議会が動いたときに、そのときに、やっぱりそれはなかなか今の法律以上の上に規制をつくるのは難しいから、現行の運用を最終的にはきちっと適正に管理して運用せよということで話はまとめていったと思うんやね。これは多分、豊田さんが委員長のときやったで、そうやったと思うんやわ。だから、そういう意味でいくと、今の意識でいくと、そういうことは全部環境部やでいって、結構環境部にしわ寄せが行くことが多いけれど、フィールドは結構管理しておるところ、上下水道局であつたり都市整備部のほうの管理しておるところの部署で起こっておって、そこは対応だけで、事前の予防とか事後の処理をして、今度、再発防止までいっておるのかといったら、なかなか難しいところがあるもんで、やっぱりそれをきちっとやりなさいよという話やけど、今回の指摘事項に対する対応中ということの中で、水質検査だけでということではないので、これはやっぱりもう一度、3部局含めて、平成18年の9月に出た水質保全に関する条例案について、環境部と上下水道局でなっておるけれども、実際は都市整備部も含めて全部でやりなさいよって、多分、平成18年の9月には指摘したと

いうふうに思いますので、もう一度その辺、委員長報告をよく見てもらって、また今後どういう方向性で水質保全、守っていくかということをお報告していただきたいというふうに思います。

それともう一点だけ、私、先ほど副委員長が言われておった下水道料金の改定のところで、議会側がさまざまなことを指摘はしましたけれども、最終的に、この未接続なり、それから無断であれをしておるようなところの、本来、収入があるべきところの部分はどうやってきちっと収入に入れるかということが一つやったわな、努力として。それともう一個必要やったところが、下水道事業運営委員会に3年ごとの見直しをやっておったわけやわな、あのとき。下水道料金の改定の。違ったかな。どうですか。

(発言する者あり)

川村幸康委員長

3年やったな。3年ごとに見直しをかけておって、18年の3月29日に変わったわけやろう、答申を出して。違ったかな。

久志本経営企画課長

平成20年4月から値上げをさせていただきました。

川村幸康委員長

平成20年の4月に値上げしたんか。5年前やね。そうすると、5年前に値上げをしたときに、する前にこれは多分、所管事務調査でやったんやわな、幾つか条件をつけて。市民への説明をしてほしいとか、改定の基準をどうするのかとか、いろいろとその答申の中身のやつを精査していったと思うんやわ、あのとき。それから、基本水量を変更した。小口の人に得になったんやったかな、損になったんやったかな。どっちやった。小口の人には得になったんか。10^mを5^mにしたでか。多分やったと思うんやわ、そういうのをね。ただ、その中で、今、副委員長が最初に言ったみたいに、下水道の未接続による費用負担を取っていけと言っておるけど、多分、あとの今もう残った63軒は取れやんのやろう、基本的に。違うの。多分63軒は取れへんのと違うの。

稲垣生活排水課長

生活排水課、稲垣です。

今、63軒というのは、まだ未接続のところということですので、今後もその啓発を続けて何とか接続をしていただきたいということなんですが、今も議論にありました中で、やはり浄化槽からの切りかえをいかに速やかに進められるかというところがポイントになっていますので、実際に議論している相手方とお話しさせてもらっている中でも、今既に浄化槽がきちんと適正に管理してやっておるからいいんじゃないかという話もあります。そこで、じゃ、浄化槽の場合は自分、要は個人さんで維持管理をしてもらわねえと。その部分と、下水道につなげたときのメリットというのを十分に考えてくださいねという形で、今お話を続けさせていただいておるという状況でございます。

その部分が、じゃ、使用料に反映されていくかというところはまた別の議論なのかなと私は理解しておるんですけども、むしろ前回問題になった、いわゆる遡及請求ですね。本来、使用料をいただかなければならない、下水道を既にもう使ってみえて、実は使用料をかけてなかったというところについては、今の段階で、その時点で全て遡及請求をかせせていただいています。その部分については、使用料をいただいておりますところがあって、それはそれでまた別途、未納の方も見えますので、そちらについてはきちんとこちらも対応してお支払いをいただきたいということで話をさせていただいているところで

川村幸康委員長

遡及した金額は全部で幾らになったの、そうしたら。あの当時指摘してもらった金額、累積で。

稲垣生活排水課長

遡及金額は合計で7391万円になります。

川村幸康委員長

何年間さかのぼるの。5年ぐらい。

稲垣生活排水課長

5年さかのぼってですね。

川村幸康委員長

5年さかのぼって、払っていないところは一軒もないの、遡及したのに。遡及したのに払っていないところは一つもないわけ。いや、それは遡及しても、俺は払わんという人もおらへんの。

稲垣生活排水課長

まだそういう方もみえます。

川村幸康委員長

どれぐらいの割合で。

稲垣生活排水課長

今現在、金額にしますと、最終的に18%ぐらいの方がまだご了解いただけていないという状況です。

川村幸康委員長

そうすると、もう時効になるのと違うの。

稲垣生活排水課長

確かに時効という考え方をしますと、5年ですので、時効になるところが出てきます。

川村幸康委員長

金額にしてどれぐらいが時効になっているの。

稲垣生活排水課長

あと、実はその18%のうち、もう既に死亡されたとか亡くなられたとか、そういう方もみえますので、それを引くと、さらにもう少し金額は低いんですけども、やはり金額にしますと1000万円近くは出るのかなと思っています。

川村幸康委員長

1000万円ぐらい。そうすると、7000万円ぐらい入って1000万円ぐらい未収金というのが出たということや。

稲垣生活排水課長

現状としてはまだ未収であると。まだこれから努力していきたいと思っております。

川村幸康委員長

あの当時、シルバー人材センターかどこかにチェックは頼んだんやね。その費用って幾らぐらいかけたの。3000万円とか言わへんやろうな。

外注したのと違ったかなと思って、あの当時。

塚田上下水道事業管理者

平成20年で、私がちょうど事業管理者になった年で、よく覚えています。無届け接続をまず徹底的に洗い出す必要があるということで、上下水道局の全職員でもって四日市を全部回らせました。ですから、その調査に関してはシルバー人材センターに委託というのではありません。ただ、それ以降、下水の整備が進んでいきますので、その進んだところで無届け接続がないかどうか、それらの見回りですね。これは現在もシルバー人材センターに頼んでおりますし、それにあわせて、下水道整備区域で未接続の家庭に対してシルバー人材センターから接続依頼、そういった啓発を行っているということでございますので、無届けの調査そのものは上下水道局の女性職員も含めて全職員で行いましたので、その調査の委託というのはやっていないというふうに記憶があります。

川村幸康委員長

そうやったかね。ますか何かをあけてのぞきに行かんと、無断でつないだかどうかわからんと言って、それは職員さんでやってもらったんや。そうなん。これ、シルバー人材センターかどこかに頼んだとか言ったような……。

塚田上下水道事業管理者

この料金改定の議論のときに、そういう無届けの接続のところがあるんじゃないかという意見が出て、ですから平成19年度ですわ。平成19年度にはシルバー人材センターに頼んで一部調査をした。そうしたら、かなりの数が見つかったということで、これはほかっておけないという中で、平成20年度になって全職員で回らせたということです。

川村幸康委員長

そうすると、流れ的に思い起こすと、料金改定するのに、無断のそういうのもあるのと違うのかと。だから、上げるにしても、そんなことではずさんやないかということで流れ的にはなっていたということであんなかな。

塚田上下水道事業管理者

そうです。

川村幸康委員長

でも、あの当時、そういう料金改定、次はいつになるの、料金改定は。

塚田上下水道事業管理者

下水道事業運営委員会の答申の中では、先ほど委員長がおっしゃいましたように、3年ごとに見直し検討すると。そして、めどとして6年ごとに料金を10%程度値上げしたらどうだという答申が出ております。平成20年に料金を上げましたので、次期上げるのが平成26年に、来年ということになります。それで、いろいろ私どもも検討しましたが、実は、来年度、消費税が上がります。再来年も上がります。それに加えて下水道料金も上げるといことになると、かなり市民の方に負担がかかるということで、今回の6年ごとの、平成26年ですね。平成26年の値上げというのは見送りをさせていただきました。

川村幸康委員長

それは、見送りをするのは誰が決定したんですか。

塚田上下水道事業管理者

当然、上下水道局の中で議論をし、そして、市役所の政策会議にかけて、市全体で値上

げを見送るという決定をしたということです。

川村幸康委員長

そうすると、それは議会のほうには知らさんでもいいの。今初めて聞いたで。俺はもう上げるものやと思って、選挙前に上げるんやなと思ったんやで。たたかれるなと思って。

(発言する者あり)

川村幸康委員長

言っていないよ。それはいいことやで言いやすいもん、値上げせんのやったら。私は、だから、ずっと値上げするものやと思っておったで、選挙のときに値上げやなと思っておったで。

(発言する者あり)

川村幸康委員長

いやいや、平成20年やろう。多分、料金改定したのは平成20年と違った。

塚田上下水道事業管理者

平成20年やけど……。

川村幸康委員長

6年やで、平成26年、平成32年って、6年、6年やろう。参議院みたいに6年ごとに上げていったのと違う。

塚田上下水道事業管理者

いや、だから、平成26年には値上げをしないという意味決定をしたのが、アクションプログラムに……。

川村幸康委員長

ここ、都市・環境常任委員やっとなる人多いけど、聞いた。値上げ。

三平一良委員

値上げはしませんって聞いた。

川村幸康委員長

聞いた。俺、値上げするものやと思った。

久志本経営企画課長

アクションプログラムの説明がされていないということを委員会で言われまして、年度当初ぐらいに説明の場を持たせていただいて、その際に、その値上げしないという話はさせていただいたような気がするんですけど。

川村幸康委員長

そうすると、今度もうあと6年ないわけや、値上げは。あともう6年値上げはないということ。

塚田上下水道事業管理者

そういうことではなしに、3年ごとに見直し検討すると。めどとしては6年に1回の値上げという答申なんですよ。ですから、3年ごとに見直しをし、もう次といたしますか、あと3年待てないというような結論が出れば、それはその時点でまた値上げの検討ということになるかと思えます。

川村幸康委員長

そうすると、平成26年は見送ったということか。平成29年はわからんよと。多分、平成20年に下水道の料金改定、上げたときが突然やったような気もしておるのやわ、覚えておるの。突然、下水道何とか委員会で決まったでといってほんと上げられてきたような気もするんやわな、俺。

(発言する者あり)

川村幸康委員長

いや、違うな。何かな、充て職で出ていくやつ、あるやんか。

(「下水道事業運営委員会」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員長

運営委員会。あそこの中で決まってきて、ぼんと上がったんや。

村上悦夫委員

総務省の指導によって、料金改定しないと……。

川村幸康委員長

あかんでか。そのもう一つ前か。K議員さんが行っておったときな。

俺ら、あのときは全然知らんと、あの人1人で決めてきてしもうた、議会の代表で。あれはその前か、値上げをしてきたのは。俺らに何にも知らされてなかったんや。ぼんと上がってきて、ええっと言ったら、もう決まっていますと言うておったで。

だから、特に値上げするとか、市民の財布から取る、出費がかさむようなときのやつは、やっぱり本当に慎重にしてもらわなあかんで、値上げせんでいいということだけではないやろうけれども、上がるときの手続と準備の仕方だけはちょっと丁寧にしてもらわなあかんのかなというふうに思います。

1時間たったけど、もう終わりそうやもんで、このまま少しさせてもらいます。あと、この三つのやつで、私もあるけれども、何か防災対策と、負担金はあれですけど、ほかの項目であれば。

杉浦 貴委員

ちょっとごめん、今の関連について。

川村幸康委員長

ああ、いいですよ。

杉浦 貴委員

下水道料金の時効の件なんやけど、それは5年というのは決まっています、だんだん1年ずつ短くなっていくというような意味合いで考えたらいいんですか。きょう発生したものは、5年後にはもうどんなことをしようが消滅するということですか。

河原お客様センター所長

賦課をしてから、料金をかけさせていただいてから5年たちますと、その5年間に1度も支払いがない場合は時効になります。通常の時効という意味は、期別というんですかね。例えば何月分という納入通知書を発行しますと、納期限がありますよね。その納期限から5年なんですけれど、これを例えば平成20年度にさかのぼって賦課をいたしたということなので、その時点では相手方は、お客さんはご了解なわけですね。ところが、それから今まで、物によっては丸5年たった、あるいはもうすぐ5年たつというケースがあるわけですが、その間に1度もお支払いがない場合は、おっしゃるように時効が成立すると、こういうことです。

杉浦 貴委員

今のお話を聞くと、5年間の間、お客さんがお金を払わなかったら時効になりますというふうに聞こえたけど、それでいいの。

河原お客様センター所長

そう受け取っていただいて構いません。というのは、例えば分割で支払いますということで、分納誓約というんですが、それを受理している場合、その計画に従って納付いただく分には、その都度、時効が中断されるわけです。

杉浦 貴委員

いや、ちょっと違うんとちゃうかと思うけど。

諸岡 覚委員

説明がすごいわかりにくいんですけど、要するに、杉浦さんが言っておるのは、例えば、

ことしの1月に発生した滞納は5年後の1月で消滅するのかどうかを聞いておるのであって、今の説明やと、最後に料金を払ってから5年たつとという話ですね。だから、例えば1月分を滞納したけれども、2月、3月、4月はずっと払っておったよというケースの場合は消滅はせんのですか、今の説明やと。

杉浦 貴委員

時効の中断の話で、例えばお金を借りておる人なんかには、請求をして、幾ら払ってくださいと。それで連絡もとってお話をして、そういうことをしていくと、時効というのは中断されるわけですね。それは請求をした時点ということになっておるのやけれども、水道料金の場合は、本来払わねばいけない人が5年間は払わんと言ったら消滅するというふうに聞こえたけど、それでいいのですかということなんです。

河原お客様センター所長

端的に申しますと、おっしゃるとおりで。

杉浦 貴委員

何がおっしゃるとおりなん。

河原お客様センター所長

おっしゃるとおりというのは、請求したから時効が中断するというのではなくて、時効は成立するというふうに認識しています。公債権ですから。

杉浦 貴委員

ということは、こんな人はおらんとは思いますが、使ったけれども意図的に払わなかったら、ずっと5年間頑張っておれば一切払わなくてもいいということになるということなんやろうか。

河原お客様センター所長

例えば、払わないことだけを捉えてじゃなくて、今おっしゃったように、今は払えないけど、確かにこれだけ私は今未納があるということで債務を承認、相手方が認めたと、承

認するという行為があると、当然それは時効の中断というふうにならなすので、そういう場合は払われていなくても債務を承認しているということで時効にはかからないということです。

杉浦 貴委員

ようわからん。その債務を承認したというのは、電話で例えば話をしたとき、行ってでもいいですけど、幾ら幾ら払ってくださいと、いや、もう済まんけど金ないんやというのが債務を承認したことにならへんのですか。

河原お客様センター所長

例えば裁判になったらそういうやりとりもあるかも知れませんが、役所のやり方としては、今おっしゃったようなケースですと、電話の後、こういう書面をお送りさせていただきますので、署名、捺印でご返送いただきたいということで、必ず書面でとるようにしております。

杉浦 貴委員

ということは、書面でやっておるということは、そこで時効は中断しておると違いますの。

河原お客様センター所長

そのとおりです。

杉浦 貴委員

何の話をしておるのやろ。いや、さっき、そんなことはありませんと。さっきのお話なら、料金を払う人があって、その人が5年間払わなかったら、時効はそれで完了しますというお話だったので、僕が聞きたかったのは、今の時効の中断のところの話で、そんなことはありませんよねという問いかけをしたわけ。いや、でも、そのとおりですという話だったので、おかしいんじゃないですかということで今になったんだけど、今の話やったら、電話をする、会いに行く、手紙を発送して向こうに到着する、そういったことがあれば、その時効は中断したというふうに上下水道局としては考えているというように理解

してよろしいですか。

河原お客様センター所長

何ていうんですか、ちょっとあれがあったと、申し上げかたが悪かった。

川村幸康委員長

ちょっと休憩しようか。整理して……。

杉浦 貴委員

整理してくれる。何か簡単な話やと思うんやけど。

川村幸康委員長

ちょっと10分休憩しますわ。

14 : 30 休憩

14 : 42 再開

川村幸康委員長

再開させていただきます。

先ほどの時効の件に関して、河原さん。

河原お客様センター所長

先ほどは失礼しました。

まず、公債権ということで、私債権、民間債権と違うところは、請求をしたから、それで時効が中断されるということではないということなんです。ただ、杉浦委員おっしゃったように、電話をして、相手さんが、今は払えないけど、必ずこういう形で払っていくという意思表示を言葉であらわされたという、それ自体は、法律上は書面で納付、債務承認をとらなければ中断しないとは書いていないものですから、それも一つ中断の要件にはなってくるという解釈は可能だと思いますが、ただ、私どもでは、書面でそれをとるように

しておると、こういうふうにご理解いただいたらいいかと思うんです。

杉浦 貴委員

民間と公とは違うよというのわかりました。口頭でもいいんやけれども、四日市の上下水道局としては紙面でいただくようにしていますということなんですかね。これは、紙面でいただけないと、そうなってしまうこともあるかもしれないということ、そういう理解でいいんですかね。

河原お客様センター所長

裏返したら、そうやってとられてもというふうには考えてはおりますが、とにかくお電話、次には例えばご訪宅等、次の段、次の段ということでご承認を得ていく努力は続けていかならんとは思ってます。

杉浦 貴委員

回収にはいろんなやり方があるので、強制的なものもあるし、お願いするだけで対処している場合もあるし、いろんなあれがあるので、いろんな方法を採用してもらって、何とか回収していただくということをお願いします。

中尾上下水道局管理部長

5年間ほったらかしじゃなくて、先ほど申しましたように、所長が申しましたように、督促し、催促し、それで、相手に財産がある場合は差し押さえまで今やってもらっております。ただ、その分納誓約をとって時効を中断すると、それも当然やっておりますが、かなり厳しく差し押さえ等もやっておると。下水道使用料につきましては、公債権で市税と同じで差し押さえまでできますので、相手の財産を調べまして、あればやっておりますというふうな状況でございます。

杉浦 貴委員

公債権というと、いわゆる施設の使用料から、こういう下水道料金とか、水道料もそうだし、保険はまたちょっと違うかわかんけど、この公債権の範囲というのは全てを含むのかな。またちょっと違う話になったけど、いいやろうか。

川村幸康委員長

いいですよ。

中尾上下水道局管理部長

管理部長の中尾でございます。

今のお話ですが、水道料金は私債権です。ですから、差し押さえ等はできませんので、ただ、水道につきましては停水ということで、滞納が続きますと水をとめると。今回ちょっと6月定例会議会の一般質問でもございましたが、一応水をとめて、それでお支払いいただくというようなことでやっております。

杉浦 貴委員

いや、僕が知りたかったのは、公の債権で、そうすると、紙面でもらっているということでしたやんか、今。だから、それと同じものが四日市の中で下水道料金以外やとどんなものがあるのかなというのをちょっと教えてほしかっただけ。ちょっと趣旨が違うんで。税金も全部そうなのかな。

河原お客様センター所長

市税はもう公債権そのものだろうと思いますけれど、あと、国保料ですとか……。

杉浦 貴委員

そんなのもみんな入ってくるの。

河原お客様センター所長

はい。保育料ですとか、それから私どもの下水道使用料、それから、いろんな施設の使用料というのがありますね。これも公の債権ですから公債権です。ですけど、ただ、もう一つ入っていくと、公債権、私債権と分かれてから、公債権でも税とか下水道使用料のように自力執行権があるものと、裁判所へ申し立ててしていただくというものとの違いがあります。

杉浦 貴委員

また聞きますわ。

川村幸康委員長

監査委員として聞いておいてください。

川村高司委員

済みません、さっきはちょっと先走ってしまいました。

水質保全に関する条例案についてのところで、法に基づく検査頻度以上に水質検査を実施しているということと、地下水の安全性についても独自に確認しているということ、品質の向上という意味ではいいんですけど、コストと品質というのは相反することになるんですけど、四日市、どういう係数があるのかわからないんですけど、流量当たりの検査費用というか、どれだけでもチェックすればいいというものではなからうとは思っています。点検箇所数を多くしたら、それで水質保全が担保されているとも言い切れませんし、先ほどの条例というのは、事後対応的なものであって、未然の防止まで及ばないような、要は、そもそもの根本原因まで縛るような条例制定というのは、法がダブるとかどうのこうなのでそういうお話がありましたけれども、そんな中で検査を頻度以上にやっているとか、この辺のコスト的にはどうなんですかね。その辺のコスト意識というか、品質を担保するためにこれだけの検査コストをかけている。これはほかの市町に比べると、それだけの検査コストというのは、四日市は高いのか低いのかとか、そういう観点での認識というか、どういうふうにとってみえるか。

矢田施設課長

施設課、矢田でございます。

まず、水質の分析に関するコストというご質問をいただきました。この水質に関しましては、私ども施設課の中に水質管理室というところがございます。そこでそういう水質分析というものを職員で自前で分析をしておるということでございます。それと、当然、計量士等々、水質分析の専門業者のほうでなければならぬというものもございませぬけれども、今、独自で余分にやっていますというご説明もさせていただいておるわけなんです、その部分については自前の、私どもの職員のほうで分析をしておるということでござ

います。ですので、それに対してコストがどうかということになりますと、私ども、薬品、当然、分析をするには、分析の薬というか、薬品といいますか、そういうものが要ということ以外は、特別余分なコストがかかっておるといことはないかというふうに思っております。

また、他市町の状況はどうかということでございますが、ちょっとそういうところまでは確認をしておりませんが、ただ、自治体によっては、そういう自前の水質管理室というものを設けられていないところもあるかというふうに聞いておりますので、一概に比較というのはちょっと難しいのかなというふうに考えております。

以上です。

川村高司委員

検査頻度以上という、以上という言葉には、100回やりなさいを101回やったら以上にもなりますし、実際どれぐらいの、具体的な法令に対してこれぐらいのことをやっているというような表現があるとちょっとわかりやすいなとは思いますが。一部業者に出しているものもあれば自前でやっている部分もあって、ダブルでチェックしているという管理体制ということですか、四日市は。

川村幸康委員長

どう。

矢田施設課長

施設課、矢田でございます。

例えば報告義務があるようなものについては、計量士、資格を持っておるところでお願いをしておると。ですので、同じものをうちで確認しているということではなく、それぞれの内容について分析を行っておるといことでございます。

川村高司委員

じゃ、法令が不備があって、プラスアルファをやらな心配やでというような空気もとれるんですけど、もうちょっと私も勉強してきます。

川村幸康委員長

今の聞いておるのは、例えば、今までやっておったよりもやっておるといのは、倍やっておるのか、気持ちやっておるのか、どの程度やっておるのかということなんです。

市川水質管理室長

水質管理室の市川です。

他市は浄水といって、企業庁から購入しておる自治体もあります。ただ、四日市市の場合は、約7割弱が地下水を利用しておるところから、企業庁が測定しておる分に関してはダブルチェックも多少はしておるんですけども、そういう意味では法律に基づく頻度しかやっていないかと思えます。ただし、四日市市の場合は地下水を利用している部分が非常に多いものですから、地下水に関しては法律でこれだけしなさいというようなものはありません。そういう意味で独自に地下水の部分、河川の部分の環境監視、プラスアルファ配水池の管理等々を行っておるということです。

以上です。

川村幸康委員長

要は、そもそも法律以上のことはしていないということやろう。そんでいいということやろう。地下水やで。

市川水質管理室長

法律には、地下水のほうは調査しなさいとはうたわれていないものですから。

川村幸康委員長

独自検査ということ。

市川水質管理室長

独自という意味です。プラスアルファという意味です。

川村幸康委員長

地下水って何、法ではもうせんでいいということ、地下水が汚染されておたらわか

らへんやん。

市川水質管理室長

地下水で調べるのではなくて、給水栓、もしくは浄水場があるところは浄水場で調べなさいというふうになっていますので、四日市の場合は浄水場はございませんので、地下水で調べておるといことです。

川村幸康委員長

わかりました。

山口智也副委員長

関連させてもらいまして、その水質保全についてなんですけれども、資料の1ページの、そもそも、ちょっと簡単な質問で申しわけないんですけれども、一番上に書かれている対応状況等のところで、水道水源の上流での土壌汚染などについて環境部との情報共有を実施しているというふうに書かれておるんですけど、そもそも水道水源の上流での土壌汚染というのはどこの箇所を指しておるのかというのは、これはどこを調べればわかるんですか。市民は何をもってそれを知ることができるんでしょうか。

市川水質管理室長

水質管理室です。

今、環境部のほうからも報告がありましたように、県条例のほうで土壌汚染、地下水汚染発見時の届け出というのが義務づけられております。当然、報告を受ければ公表を自動的にすることになるわけなんですけれども、環境部のほうは水源に近いところに関しては事前に上下水道局のほうに情報提供をいただいて、その上で我々は水源である井戸を重点的に頻度を上げて調査をするということから、今言ったような記載にさせていただきました。

山口智也副委員長

その検査結果というのは、例えば市のホームページとか県のホームページとか、どこを確認すればよろしいんですか。

市川水質管理室長

追加の調査に関しては公表はしていませんけれども、今お話があったように、当然、新聞報道されれば、住民の方、井戸がある周辺の方というのは心配になります。その方、記者からもよく相談を受けるんですけども、じゃ、水源は大丈夫なんですかといった場合には、当然、記者対応、住民対応はその都度質問があればさせていただいておるということです。

山口智也副委員長

その地下水については、市のホームページを見ると、給水栓とか配水池とか、水源地ですね。こういったところを定点で検査をしておって、それを市のホームページでも見ることができますし、また、産廃が疑われる箇所、産廃箇所というのは、県のホームページに飛んで、それを確認することもできるわけですけども、要するに、そういうもの以外で産廃に近い部分、産廃の箇所ではなく産廃に近い部分で、例えば数キロ先に産廃箇所があって、その数キロ離れたところに田んぼがあって、そういうところが汚染されていないのとかという心配もあるかと思うんですけども、そういう箇所については、やっぱり農家の人ですとか市民は知りたいと思うと思うんです。だから、そういう部分の情報をやっぱりもっと市民に知らせるために、県に頼るのではなくて、市独自で、上下水道局なのか環境部なのかわかりませんが、両方がしっかり主体性を持って公表していくという部分も私は必要に感じるんですけども、そのあたりのお考えは。

市川水質管理室長

水質管理室です。

これは環境部になるんですけども、市内を16メッシュに区切って、3年で全部地下水を、市内全部を地下水調査できるような仕組みを、環境監視をしていただいています。その地下水というのは市民の井戸水ですね。ご自宅の井戸水をとらせていただいて調査をしておるということ、それと、あと産業廃棄物のお話が出ましたけれども、産業廃棄物処分場の周辺の染み出し水等も環境部のほうで測定していただいていますので、そういったデータに関しても環境部のほうで公表していますし、市民への周知も行っていただいているというふうに理解しています。

山口智也副委員長

ちょっと不勉強で申しわけなかったですけど、その16メッシュで3年に1度の検査と
いうのの公表もしているということなんですけど、それも環境部のホームページ等を見れ
ば確認をできるんでしたっけ。

人見環境保全課長

環境保全課の人見でございます。

先ほどちょっと上下水道局のほうからありましたけれども、市内を16メッシュに切って
3年スパンで調査のほうを行っておりますけれども、その調査結果につきましては、私ど
ものかんきょう四日市という中にそういったデータのほうも出しております。

川村幸康委員長

いや、だから、公表しておるのかしていないのか。

人見環境保全課長

そういう点では公表しています。ホームページで公表いたしております。

山口智也副委員長

わかりました。もう最後にします。

そういう公表していただいているということで理解するんですけども、市民がふだん
本当に心配している、前回の所管事務調査でも発言させていただいたんですけども、こ
の産廃箇所に限らず、そういった何か物が放置されている箇所というのは市内に幾つかあ
って、それも皆さんきちんと把握はしてみえると思うんですけども、そういうところの
重点的な公表といたしますか、そういったものもしっかり積極的に、その該当地域の例えば
連合自治会とか、そういうところの場では検査結果なんかはしっかり資料なんかもいただ
くこともあるんですが、そういうのを全市的な市民がしっかり周知というか、関心を高め
るという意味でも、公表の仕方というのもまた考えていただければありがたいなというふ
うに思います。

以上です。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

他にございませんか。

野呂泰治委員

水質保全ということなんですけれども、ちょっとそれるかもわかりませんが、先ほど来いろいろお話が出ていますけれども、今とにかく雨が降らない。ご存じのように全国的にもダムが非常に水量が減ってきておるといこととか、あるいは、一般の工場が、もう現にあるんですけれども、工業用に地下水をくみ上げているという問題もあって、本当に50年前と言うとおかしいんですけれども、我々の飲料水が減ってくるというか、少なくなってくる。いわゆる給水が、これだけ暑いんですから、いろんなさまざまな面が影響があると思いますけど、そういったことについて、配慮は当然してもらっておると思いますけれども、1点だけ、地下水のくみ上げの規制というか、そういったことは、この四日市でどの地区はどうなんだ、どこの工場がどういうふうにとれだけの量を出しておるとか、そういうのは少し調べているとか、チェックしているとか、そんなんはありますか。水質の件とちょっと違いますけれども、こういうときですので、ちょっと確認だけ。

川村幸康委員長

水道水源の保護条例みたいなやつ、工業用水、どちらですかね。

野呂泰治委員

工業用水。工場が使っている。

川村幸康委員長

工場の井戸水の取水規制というのはどこが監督しておるの。

人見環境保全課長

工場の井戸水のくみ上げにつきましては、工業用水法というものと、あと三重県生活環境の保全に関する条例、その二つでくみ上げの規制を行っておりますけれども、具体的に

は事務のほうは全て県のほうでやっております。具体的に工業用水法に基づく書類というのは、私どもも見たことがないものですからちょっとわかりませんが、三重県の生活環境の保全に関する条例に基づく井戸ですと、揚水量がどれだけかというのは毎年度報告義務がありますので、それは私どもを経由して県のほうへ行きますので、ちょっと集計のほうは私どものほうは出していないですけれども、県のほうでは多分集計しておるとは思います。そういう意味ではちょっと全てはわかりませんが、条例に基づく分であれば、県のほうは集計しているんじゃないかなというふうには思っております。

野呂泰治委員

県や国や、それはどこかがしておるやろうということで、それはあるかわかりませんが、四日市市民がやっぱり生活とかいろんなことについて不安とか何か事があってからはあかん、そういうのをきちっと市独自で、例えば県がやっておっても、市独自でやっぱりそれをチェックして、常に情報をきちっと整理しておくということが大事ですもので、そういう点があるのかないのかをちょっと聞いたので、なかったら、それはできるだけしてもらおうようにしてもらいたいと、こんなふうに思います。

以上です。

川村幸康委員長

今の聞いておったやつって、工業用水をくみ上げる地下水のやつは県のほうの事務でやっておるとい話なんやろうけど、その工業用水の排水のあるやつは上下水道局でやっておるの。チェックはどうやってしておるの。メーターをつけておるの。メーターつけておるんやろうな。メーターをつけておらな、下水道使用料ただやんな。

中村経営企画課長補佐

済みません、ご質問の内容、下水道につなぐ場合に日量当たり400t以上、以下で工場の場合つなぎ込む、つなぎ込まないという、その件についてのお問い合わせでよろしかったでしょうか。

川村幸康委員長

ああ、そういうルールがあるわけ。

中村経営企画課長補佐

はい。例えば工場等で日量当たり400 t以上の工場等は下水道区域から除外されております。そちらの件で、例えば港のほうの工場ですと、工業用水のほうの主たるものが多いですけど、例えば自分のところで浄化施設を設けて公共水域へ放流して処理している場合が多いかと思えます。

川村幸康委員長

自分のところで処理して出しておるとことや、下水道につながずに。だけど、本当ならつないでもらったほうが収益が上がるのやろう。だけど、高いでか、上がらんのか、どっち。

(発言する者あり)

川村幸康委員長

そういうことか。市の都合か。

中村経営企画課長補佐

もともと三重県のほうで流域別下水道整備総合計画というのを定めていただいています。そちらのほうで400 t以上の工場のほうは除外対象になっています。それに基づいて計画も進めてきたという経緯です。

川村幸康委員長

そうすると、市でパンクするのか、規模的なもので。採算性でいうと、そういう人が入ってもらおうほうがもうかるのか、どっちなの。企業も損やわな、どっちが得なの、企業は。自前処理と行政で処理してもらおうのと。そりゃ、自前処理より行政処理のほうが安いんやろう。

塚田上下水道局事業管理者

例えばコンビナートのところは公共下水道区域外にしてあります。そういうところの排

水は入ってこないという前提で処理場の大きさを決めてつくっております。ですから、今から入れるということになると、当然その能力がございませんし、そして、コンビナートを例に出すと、一番海側にありますので、浄化センターはコンビナートよりずっと上のほうにありますね。そうすると、自然流下では流れないので、またポンプで圧送せんならんとか、余分な経費もかかるということがございます。ですから、三重県のほうで定められた流域別下水道整備総合計画の中で400tというのをもって一つの目安にしてやっていると。その数量に基づいて下水道の能力計算をし、設定しているということでございます。

川村幸康委員長

主題がちょっとずれていくけど、垂れ流してあらへんのやろうな。

(発言する者あり)

川村幸康委員長

そっちで見るの。いやいや、放射能の水でも出ておったでな。あんなんわからん、あそこが言わなわからなんだわけやろう。そんなんってあらへんの。いや、だから、水質保全に関する条例案について言うと、現行の法令以上やけど、想定外なりわからんことってあるんやろう。仕方ないという話の世界もあるかわからんけど、東電の場合だって、あれは大きい事故やもんであんなったんかわからんけどな。あれ、ちょろちょろやったら言わんぜ。日量300tやったか。300tやもんで発表せざるを得んようになって言ったんやろうけど、あれが日量1t、2tやったら言わなんだかもわからんしさ。四日市のコンビナート、ないとは思うけれども、でも、何があるかわからん世界でさ。

人見環境保全課長

四日市のコンビナートのほうは、ほとんどの企業、水質汚濁防止法に基づく特定事業所ということになっておりまして、全て排水処理等行われて出ていっております。私どもの、年に数回ですけど、抜き打ちで立ち入りを行いまして、排水口のところで水をとってきて、検査のほうをいたしております。もし超えていれば指導いたしますし、超えていなければ、そのままその企業のほうに通知を出して、引き続ききっちり操業していただきますねというようなことでの通知はいたしております。

川村幸康委員長

具体的に言うとわかりやすくいいんやけど、四日市じゃないよ。よそのコンビナート地帯へ一遍行ったときに、そのまま生のまま出してあったところもあったで、すごいと俺は思っ見ておったんやけど。だから、工場敷地内やと何が行われておるかかわからんのやわな、全然。海に流しておっても、何のチェックのすべもないやん。そうやろう。だから、行政がどこまで踏み込めるのかはようわからんやろうけど、俺は見てきたでな、この目で。これはえらいことやけれども、だまっておらんなんのかなと思っ。

杉浦 貴委員

ちょっと今の件に関してやけど、コンビナートは下水道から計画外というお話でしたよね。ということは、四日市は三つコンビナートがあるんやけど、各コンビナートで自分のところで水を取水して、水は……。

川村幸康委員長

工業用水やろう。

杉浦 貴委員

うん、そうやな。工業用水でして、それで自分のところで排水もして、それで水質については環境部がエブリデーではないけどチェックしに行ってもらっておるわけですか。月に1回見に行くとか、半年に1回とか、それとか月に報告が各コンビナート会社から入ってくるとか、何かそんなような仕組みになっておるんですか。どうかすると……。

川村幸康委員長

三重県がやっておるの、それとも、それは。

杉浦 貴委員

うん、三重県かわからんな。

人見環境保全課長

水質汚濁防止法につきましては、四日市市、既に政令市ということで、三重県と同等の権限を持っております。三重県内で四日市市内の事業所については全て私どもが立ち入りとか指導のほうを行っております。

それで、各企業の立ち入り頻度ですけれども、基本的には年1回ぐらいが多いんですけども、やはり問題があったところとかそういったところにつきましては頻度を上げるなりして、立ち入りのほうを行っております。

以上でございます。

川村幸康委員長

よろしいですか。

杉浦 貴委員

はい、ありがとうございます。

川村幸康委員長

ほかにありませんか。よろしいか。

そうしたら私のほうから、一つ、防災対策について、3部局の課題項目で出されております。それぞれ対応済みから検討中を含めてありますし、もっと言うと、危機管理室でやっておりますよという項目のやつもあります。防災対策でやるのに当たって、この間、委員会で取りまとめた東日本の震災があった後のことが多分所管事務調査やったと思うんですけど、事前と事後処理と両方ともあるけど、事前にどれぐらいのことができるのか、それを一遍全体計画につくればたらいいなということで、多分、所管事務調査の議論を私はしたような気がするんですね。それと個別的に何か仮設トイレがないとか、人がたくさん死んだときにどこへ置いておくんやとか、そういったこともあらかじめ決めておいたら、準備しておいたらいいんじゃないかという指摘もあったと思うんですけども、ここへ来て何でも環境部というぐらいに、環境部は何でも背負わされる部なんやけど、最近は危機管理室がどっちかというのと、何でも危機管理室で、何かあると、全て防災とか危機管理のことは危機管理室に任されるようなことがあるんですけど、実際に行政の施設とか行政が予算を持って個別的に政策を行っていくところは全て原課にあるわけで、そうすると、危機管理室では何の予算立てもないわけやさ。ただ、それをコーディネートするか、何か言われた

ときの入り口の役目だけで、四日市市としてはなかなか防災対策が計画的に効率的に回っていないような私は気がするのさ。

今回、防災対策についてをあらかじめ全部見ておっても、危機管理室がやっていますからということの部局の返事が多いんやけど、実際に前回もあったのでは、教育委員会が通学路点検しましたと。都市整備部のほうではそれを教育委員会から受けて道路を補修するだけの話ですという話やったんやな。だから、発注者は教育委員会で施工者が都市整備部という話やったと思うんだけど、実際には、そうはいえども、施工をするほうが権限を持つ場合もあるやん。金を持っておるのやでさ。幾ら教育委員会がこうしてほしいと言ったところで、施工するほうの原課が金を持っておるわけやで、それとの調整でなされる場合もあるわな。

そうやって見ると、特に防災対策とかいう観点の、まちをつくるところでいうと、皆さん方が、この3部局が一番市民生活では直結するところなんやけれども、今実際には危機管理室の中での話と皆さん方の原課の持っておるところとが少し離れておるかなという気がするのさ。だから、この答弁書を見ておっても、危機管理室というところにやってもらっておるでという話なんやけど、それぞれがもう少し事前にあらゆるケースを想定してしろというのがこの委員長報告やもんで、もう一度、委員長報告をきちっと読んでもらって、各部局がきちっと方向性を洗い出してほしいなというふうに私は考えています。

例えば、上下水道局でいくと、浸透ますを使うことによって河川への一過性の雨が降って行かないようにするというのは、河川排水課とともに上下水道局も言っていますとか、そんなの、多分、上下水道局の施策でやっていなかったかな。浸透ますを利用するのを市民の方々にもお願いしておるとか、河川へゲリラ豪雨が降ったときでもあれをしますとか、そうすると、そんな一過性で終わらすんじゃなくて、もう少しきちとした流量計算をして、こういうところにすれば、中心市街地の浜田とかあの辺の弱い、よく水のつくところ、都市の中心部で。そういうところの部分が直せるとか、それからもっと言うと、側溝でもふたつきの側溝とふたなしの側溝がありますやんか。道路の拡幅も含めた側溝が必要な場所と、それよりも排水を強化するほうが必要なところの側溝って、町中なんかよく見るとあるんやわな。ここ、もうちょっと排水がよければ詰まらんだろうとか。そうすると、そういうのも、防災とか減災とか、それから浸水対策も含めて、一度きちっと事前にそういう全体計画を示して、それにあわせて日常の各地域から出てくる土木要望を対応していけば手戻りがないのかなと思うんだけど。だから、その辺の皆さん方の各部局の

考え方をそれぞれお伺いしておきたいなと思うんですけど。

年上の順から、塚田さんから言うとあかんで、年下から行きますか。

どうする。はい、塚田さんから。

塚田上下水道事業管理者

何もかも危機管理室へかぶせておるということはございません。例えば、上下水道局でいえば、公共下水道区域内の雨の排水の処理、これは私どもでしっかり計画をし、実行していきたいと。ですから、中心市街地での浸水も、これを解消するためにどうしたらいいんだという研究をやっておりますし、一方、都市整備部が管理している河川でも、それは河川で高強度も計算し、河川の改修を行っているということでございますので、危機管理室が全てをやれということではないというふうに思っています。

ただ、非常に分けにくいところがある。例えば、各小学校で井戸を掘りましたよね。あれは、じゃ、教育の予算でやっているのかというと、あれは危機管理室の予算で井戸を掘っているんですね。そういうすみ分けというのは当然あるんですけども、自分の部署の管轄の中での責任範囲でやる仕事というのは、それぞれの部署で計画を持って行っているというふうに思っています。

川村幸康委員長

ただ、そうやけど、これは上下水道局、これは都市整備部、これは環境部とわかるところの対応の防災対策というのはいいいんやろうけど、どれもに、どっちかなと思うところが結局手つかずのままか、もしくは二重投資になっておるおそれもあるのと違うのかなと思っています。だから、さっき言ったのは一例やけど、浸透ますとか、側溝も、道路の側溝か排水をする側溝かによっても違うやろうし、そんなんをきちっと一遍洗い出しをして決めて、それに基づいて計画をやっていくべきかなと思うんですよ。やっていないことはないけれども、それぞれの部署でそれぞれがやるだけやもんで、結局、防災として、防災の観点からいくと、こうやってやったほうが税金を効率よく使えるよという話の計画というのはあると思うんやわな。行って戻ってってせんでもいいようなことがな。

それがなかなか目に見えてあらわれてこんので、このときの報告やと、ちょうど東日本の大震災があったときに、どういう考え方とやり方でいくかといったときに、これから多分防災とか減災とかを含めたことになるんやろうなというのが議会の中でも話題になり、

そうしたら、それは予算もつくやろうし、補助メニューもつくんなら、どうやって全体計画でそういうのを活用してやっていくんやということの指摘もあったと思うんです、あのときの議論の中でね。

それからいくと、今、危機管理室ができたがうえに、逆に言うと、みんながそこでやるんやろうと、その指令のもとでやるんやろうと思っておって、結局どこもがそういうことでは動いていないのかなというふうに見えるところがあるもので、それは塚田さんが言われるように、おのおのの箇所で責任を持って仕事はしていますと。管理する部分があって、それはようわかるんですけれども、それにプラスアルファ手戻りのないような防災対策としての計画性と準備というのはあってもいいのかなという気がするんですよ。

だから、朝明の川の堤防が破損して壊れて、一時的には緊急的にあそこへはもうそれ以上被害がいかんように対応はしますよね。それと同時に、やっぱり、そうしたらあそこはどういう対応をすると一番、二度と起こらんとというか、防げて、なおかつ効率よくいくんかという話で、支川かどこかの水の量をいったんいくのをやめさせるとか、何かいろんな計画を出しましたやん、河川排水課のほうではな。それが本当に、いったん水が流れてこんように、逆にゆっくりになるような流れる河川工法をしたのと違うの、朝明川の上のほうで。違うの。俺、説明を受けたんやけどな。水がさーっと流れやんように、何か抵抗を持ってゆっくり流れるようにと言ってへんだ。違った。俺の聞き間違い。

伊藤都市整備部長

ごめんなさい、ちょっと自分もはっきりわからんところがあるんですけれども、今、朝明川につながっておる朝明新川、整備をしておるわけでございますけれども、あれは完成断面ではいっておりません。というのは、完成断面で朝明新川をつないでしまうと朝明川がパンクしてしまうよというふうなことで、今の朝明川が流せる最大流量が流れるというだけの断面でいっておるというのが正直です。朝明川の改修、下流側の改修が済めば、もう一遍、朝明新川を完成断面にもっていくというところがございます。ただ、ごめんなさい、自分の知っておるのはそれぐらいなもので、あと意識的にどうのこうのというのは、申しわけないですけど、ちょっと把握していないというところでございます。

川村幸康委員長

説明を受けたのでは、水がいったんスムーズに流れるよりはゆっくり流れるようまでこ

ぼこにしたとか、側板を打っていないとか、何かそんな説明をしたような気がするんやけどな。でまかせを言っておったんかな、そのとき。何しろ水の流量を遅めるようなことをしておると言っておったで、河川工法で。朝明川の支流でな。水がいったん流れやんというようなことを言っておったような気がするんやけどな。まあ、いいですわ。私も記憶が定かでない。ただ、そういった意味でいくと、例えば朝明川の護岸が壊れたときに、あれは2回目やないですか。その前も、いつでしたか、村上さん、壊れたのは。

村上悦夫委員

2回あるね。

川村幸康委員長

2回あるやろう。立て続けに2回壊れましたやんか。あのときにもう一遍、本当は全体計画をつくれやんだんかなと思ってな、きちっとしたな。壊れてからしか対応できてへんやん、あれ。一緒のところやったんやろう。ちょっと違うところ。一緒のところやな、あれ。ちょこっとずれただけで、ほとんど一緒のところを直してすぐ壊れたわけやろう。だから、一番の弱点でネック箇所やったのは間違いないことやろうけど。

だから、そういう意味からいくと、今後、国も、あれは何て言うんやった。国土強靱化か。その政策の中でようけメニューはあるんと違いますの、防災やらそういったことに関するメニューは。だから、それを一遍全体計画で洗い出して、防災の対策の視点で各単体の部局で予算要求していくのではなくて、まとまって、市としてこういう全体計画で、例えば河川なら河川もそうやろうし、治水なら治水の対策も、こういうことでやりましようかというような視点があってもいいのと違うかなと思うんやけどな。どうですか、都市整備部長。

伊藤都市整備部長

今の朝明川、例えばおととしの9月だったと思うんですけど、台風が来て、山城のところぐらいで護岸が一部壊されてしまったというふうなことで、あそこは県管理でございましたものですから、県のほうで対策を立てていただいたというふうなことでございます。朝明川そのものが県管理河川になっておりますので、現在、河川整備計画というものを立てる検討をしていただいておりますというふうなところでございますものから、私どもと

県のそういう計画を見ながら、私どもが何ができていくのかというのを考えていかなければいけないというふうなことでございます。朝明川とか2級河川についてはそうでございますけれども、私ども、準用河川をつかさどっておりますものですから、そういうものについては、私どもが鋭意災害の起こらないような対策、河川整備というのはちょっと時間がかかるのはご容赦をいただきたいと思っておりますのでございますけれども、いい整備をしていきたいというふうに思っておりますのでございます。

以上でございます。

村上悦夫委員

確かに県の所管するところですがけれども、農業用水のかんがい用水として取水口である井堰、これは実際に、耕地面積がだんだん減って数年来ておるわけですがけれども、それでも以前と変わらない井堰でとめて取水していると。こういうのは見直す時期というのは、ここは関係ない部局かもしれんけれども、この原因となるのは、井堰があって、かなり上流で集中豪雨なり最近のようになると、その井堰がもとでオーバーフローをしてしまうというのがほとんどのところであるんですけれども、やっぱりそれは対応としては、耕地面積で実際に農地者の必要とする水量というのは、一遍河川排水課で調べよというわけにいかないので、やっぱり農水振興課とも協調して、一体必要量はどうかあるんだと。

そんなことを言うのもおかしいんですが、羽津用水というのが山分橋の東にあるんですよ、朝明川のね。そこを開発事業を起こしたときに、1m井堰を下げよという。そうしたら、羽津用水から文句が出てきました。いや、大丈夫や、耕地面積は減っておるやないかといって、当時は議員ではなかったので、ちょっと無茶なことを言って下げさせたんです。下げても、伏流水とか、いろいろな流れがあって、水量はどんどん、もうびくびくしながらも、その後ずっと何の苦情もなしにきておるんですね。

やっぱりそれは憶測でかんがい用水、従来の必要性はないだろうという考え方から予測して素人がそういう勝手なお願いをして整備した。そのことで確かに河床が下がって、今、危険な状態も出てきておりますけれども、やっぱり水断面は変わらない。じゃ、流速を上げることで排水能力というのは高まる。そういう観点から、本当に農業用水が、かつて水のけんかをしたお百姓さんが、それだけの水をキープ、今現在必要なのかどうかというのも、ひとつ商工農水部とも相談して、河川のほうの関係もありますので。そういった実態を把握していくべきじゃないかなと思うんですね。

ただ、県や国は河川改修ということで計画は随分あっても、なかなか進捗してこないというのが現実にあるわけですから、利用者サイドのそういった水量が必要とされているかどうか、その辺をちょっと調べる必要があるんじゃないかなということなんですが、いかがでしょうか。難しいかな。

伊藤都市整備部長

治水も利水もどちらも大切なものがございますから、今言われる意図、十分理解をさせていただくところです。大雨のときなんかで治水と利水がちょっとバッティングする場合がございます。昨年も堰が壊されてというのがあったと思います。ただ、下流側の耕地面積と堰の能力というのは、申しわけない、私どもでも精査したことが全然ございませんものですから、ちょっとこのご指摘をもとに、農水振興課さんのほうにも働きかけをして、本当に答えが出るのかちょっとわかりませんが、ちょっと心にとめながら考えていきたいというふうに思っております。

野呂泰治委員

朝明川については、村上委員もよくご存じなんですけれども、というよりか、我々はちょっとあれですけど、よく皆さんもご存じでしょうけど、今から七、八年前に鈴鹿山系ですごく豪雨があったわけですね。そのときに湯の山方面、あの辺のところの鈴鹿山系の山肌が非常に崖崩れが多くあって、そして、降ったときの雨水が、雨量がすごく田光川、菰野ですが、田光川とか、ああいうところから全部朝明川へ来るわけですね。だから、田光のほうも、八風中学ですか。あの辺も堤防が切れて大変な被害に遭っているわけですね。だから、その延長が下の朝明川のほうにずっときておるわけですね。

だけど、ご存じのように朝明川の整備は県なんですよね、2級河川ですから。正直言って、10年前、20年前、30年前から県は何もしていないわけですね。だから、ご存じのように、昔はもったときちっとしたきれいな河川だったんですが、今はもう草が生えたり樹木が生えて、雨が降っても、いろんな災害がすぐ起こっちゃうんですね。護岸もね。そして、一部にコンクリートで少しいろいろ防波堤をしたりしておるもので、いろんなところから災害が起こるわけですね。

だから、今言われたような井堰も、実は昔は農業用水があって、農業の水は朝明川でないことには、朝明の田にはほとんど用水が、水が要るといったって、田植えのときの、前

は6月か7月でよかったんですが、梅雨時に必要だったんだけど、今は梅雨時というのか、田植えの時期がもう4月の終わりから5月になって変わってきておるし、だから、そういう面で、そのときに水が欲しいんです。田植えをするときに水が欲しいんです。それから少し田植えが終わってから、ちょうど今の夏の暑いときですね。こういうときに要るわけですよ。休閑には水も要らないときもあるわけですよ。そういういわゆる稲の生育のときに応じて朝明川から水をとっておるんですけどね。

耕作面積も、それは確かに以前に比べれば休耕田が多くなっておる、減反政策でね。確かに工場も来ているし、いろんな面で変わってきておるんですけども、ただ、朝明川の井堰をとろうと思ったら、大変なまた資金が要るわけですよ、金が。もう要らないというところもあるわけですよ。用水も直しているからね。それをするのはやっぱり調べてもらうのがいいんですけど、いずれにしろ、大変な金が要るといえるか、金額が要るので、それだけ調べてもらうのがいいんですけどね。なかなか大変です。

村上悦夫委員

土砂ばけとって、一部の工事でやれる、そういうのがあつたから、金がかかるからということとは……。

野呂泰治委員

国が、国のほうがあれをしていかないと、これはできない。

川村幸康委員長

今、井堰の話が出たけど、治水対策の観点から管理も含めてで、十四川の時にも樋門の管理とか水門の管理が、この場合やと、14カ所あると書いてあるけど、あわせて臨機応変に商工農水部と連携していくとなつておるんやけど……。

(発言する者あり)

川村幸康委員長

臨機応変に連携していくとなつておるんやけど、都市整備部のね。上下水道局や商工農水部と臨機応変に連携していくというのは言葉ではあるのやけど、そうしたら、それをど

う連携していくんですかということなんや、結局は。連携って、それは否定するものじゃないで、連携してくださいという話なんやけど、過去にも連携しておったという話やさ。もう小川さんの一般質問を聞いておると、ようわかるわな。連携してやりとりしておったわけやろう。それでうまくいかなんだわけや。そうしたら、次の策として何があるんですかということが委員会の指摘なんやで、ここで検討中とかいうのはようわかるけど、3部局ともに出された中での検討中というやつやら対応済みというやつも、よくよく読み直してもらおうと、それで問題解決につながったかということ、そうではないんさ、これは全部。だから、そういう意味からいくと、もし協議中とか検討中という、これはものすごく理事者側から返ってきた答弁が多いんやけど、もう一步踏み込んでそれをきちっと考え直してください、一遍、それぞれが。

だから、連携なら、どう連携したんかって今聞かれると、困るやろう。それでも書いてあるでね、連携。どう連携したんか、わからんもん。例えば、水門と樋門を完全に商工農水部をお願いしたのか。そうでもないやろう。上下水道局のやつもあるわけやろう。商工農水部のやつもあるわけやろう。だから、それはそれでやっぱり治水対策の観点で、雨がどばっと降ったときに、3部局が、もうここはどういうのが合理的できちっと管理できるのか、四日市中ばらばらに3部局の管理する水門と樋門があるのやったら、それを3ブロックに分けて、このエリアはどこのそこのと言わんと、降ったときは、家の近いやつがすぐ樋門をあけに行ったり点検しに行くとか、そう決めたんやったら、それは連携を強化したわけやでいいんやけど、言葉で連携と言うだけやったら、逆に言うと、無責任体制になりかねやんの、誰かがしてくれるやろうと思っていましたという話やで。

だから、それぞれ全部これ、今回、所管事務調査で出してもらったやつの中には、確かに対応してもらったって自分らで思っておるかわからんけれども、対応済みとなっておるやつの中にも、本当にそれで対応済みかって一遍確認をしてほしいなというふうに思います。

特に3部局にまたがるような課題のやつというのは、非常に議会側からの声で、行政の皆さん方ももう一度考え直していただいて連携してもらえればなということで、多分強く言っておると思うんですよ。全然縦割り行政を否定するつもりは、私は個人的にはないんですよ。それぞれの部署がそれぞれの島を責任を持ってやるというのは必要なことやと思うけど、どっちもがするやろうと思って全然放っておかれる部署もあるし、もう一個は、ちゃんと話し合いしたら、同じ仲間やで、市役所のよしみとして考えたら、別に商工農水

部と都市整備部が連携を、本当に仲よくなって仕事を分け合ってもいいはずなんやで、危機管理や防災のときには。

そういうことを多分委員会の所管事務調査には強く言っておると思うので、そこらをもう一遍思い起こして、今回出してもらった対応済みも含めて検討してもらって、対応済みの中でも、ここはまだ未対応と私らは思っておるところがありますので、それを今度の10月か11月ぐらいまでにきちっともう一遍洗い出して直してきてもらいたいなというふうに思います。今度のときは、もうできておらへんだら、一つずつ丁寧に見直して、何でできやんか、どうしてかというふうにしていきいたいなというふうに思っていますので、もう一度その辺精査してもらえたらなというふうに思います。

特に、行政側のほうでの所管事務調査の調査事項に対する今までのやりとりを見ておると、議会側もあまりチェックもせなんだで、出しただけで、言われたら、少々やれることはやろうかということやろうけど、真に言いたかったのは、それぞれの所管事務調査で、多分、行政側からのみずからの力では直せやんなというところを議会側は所管事務調査で上げて言っておると思うんですよ。同じような項目やけど、多分視点が違うで、そこはやっぱり行政側にも要求しておるわけやで、その辺、意のあるところを酌んでもらって、今度の所管事務調査で、もう一度対応結果に変化を期待して委員会を閉じたいと思いますけれど、これだけは委員の皆さんでご発言しておかなと思えば、挙手の上、お願いいたします。

よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員長

じゃ、理事者側のほうでも、いや、それはという反問権を使う人がおれば。おりませんか。

それなら、10月ぐらいにもう一度これをさせてもらいますので、お願いいたします。

これをもって終了いたします。ありがとうございました。

委員の皆さんだけちょっと残っていて下さい。

アンケートは皆さんに配ってもらったんやろ。

濱瀬議会事務局主事

はい。

川村幸康委員長

皆さんお疲れ様でした。あと二つほど。

一つは、シティ・ミーティングのテーマをということで決めやならんのですけれども、どうさせていただきます。ちなみに前はテーマなしでしょ、前々回は防災対策と交通施策についてというテーマでやったんですよ。

諸岡 覚委員

テーマなしでいいと思うんですけど、フリートキングで。個別具体的な土木要望は一切なしというのを明記してもらいたい。

川村幸康委員長

うん、なるほど。例えば、この間で言うと、あの、何やった。

諸岡 覚委員

例えば、市内全域の排水路の計画についてどう考えているのかという、そんな話ならわかるんやけども、特定のあそこの排水路の工事はいつ終わるのやとかそんな話はもうやめにしてもらわんと。

川村幸康委員長

どうですか、難しい。否定せえへん、全然。それもそうやなと思う。ただ、市民の目のレベルからいくと、市内全体の排水計画よりも俺んこの前の水が浸水するかもわからんという意見も出てくるやろう。どこで割り切るかですな。

村上悦夫委員

やっぱり、自治会を通してあげることがないと、行政もあらゆる声を受けやならん。それで、主体的には自治会の意思でもって、地域のことは取りまとめてもらうということで流れを作ってる。またそれを個々に要望を受けていくと、それを実際に聞かさ

れた自治会長は、何を言っておる、俺のところに言うてから行けというふうになる。また逆戻りするということになるんです。

杉浦 貴委員

と、大きく書いた紙を一枚貼ってもらう。

川村幸康委員長

はい、わかりました。

杉浦 貴委員

多少、どうしてもしゃべりたい人もみえるので、その現場ではどうなるかわからんですけど、そういう紙みたいなものを貼るような形で。できるだけ全体的な話をさせていただくと。

樋口博己委員

なかなかですね、文字とかペーパーでは難しいのかなというところ、限界が一つあると思うんですよ。テーマ決めやなあかんということはないんですけど、例えば、この委員会で所管する中の一つ、四日市としてはこういう計画を今やっていますよというようなのを一つ提示して、こういうことを議題にするんやなという雰囲気作りも大事なかなというのは思います。

野呂泰治委員

それともう一つは、都市・環境常任委員会としてどういうことを伝えたいか……。

川村幸康委員長

そうすると、まとめていくとね、地域の土木要望的なことは、控えてほしいということと、個人的要望もふまえて。そういうことを明記すると同時に、テーマは何らか作ったらどうですかというご意見もありましたんで、例えば、今度の時期ですと、内部・八王子線の方向性もある程度出るし、あれやで、前々回ぐらいにやった交通施策ぐらいのことをテーマにしておいてもいいのかなとは思いますが。まだ、話はそっちに振りやすい

というか。

樋口博己委員

方向性を、まず内部・八王子線の報告をしてという。

川村幸康委員長

どうですか、そんなところで。

諸岡 覚委員

場所はどこでしたか。

川村幸康委員長

八郷です。村上さんのところやでさ。

交通施策ぐらいをシティ・ミーティングのテーマに、何でもありやと、また、出てくる
とあれやで、交通施策ぐらいでよろしいですか。

樋口博己委員

八郷もバス走ってますからね。

川村幸康委員長

そんなん含めて、テーマは交通施策ということで決めさせていただきます。

あともう一点、アンケート読んどったらさ、私らはお茶飲んでましたやん。

諸岡 覚委員

知りませんでした。

川村幸康委員長

私も知らなかったんですわ、飲食禁止って。食べ物は困るけど、向こうから持ってくる
お茶ぐらいはいいんちゃう。

清水議会事務局副参事兼課長補佐

学生さんは、どうも松井先生から飲食禁止で、飲み物も持ち込んだらあかんというふう
に注意されてた。

川村幸康委員長

そういうことな。

樋口博己委員

熱中症対策ですよ。

川村幸康委員長

俺、これ読んどってさ、禁止しとったんやなと思ってさ。

諸岡 覚委員

あその会場で、うちが主体的に禁止したわけではない。それは間違いないの。

清水議会事務局副参事兼課長補佐

公には……。

川村幸康委員長

してないやろ。そやけど、アンケートだけ見るとさ、お前らだけ飲んで、俺らなんで飲
めへんのやっていう感じやろ。

脚を組んでいることが気になった、とあるけど、俺、脚組んどったなと思ってさ。

諸岡 覚委員

ちょっと意見言いたいんですけど、このアンケート、いつでももらいっぱなしやないで
すか。ちょっとはこっちも反論させと思うんですよ。例えば、こんだけのご意見をいただ
きましたとホームページに載せていただいて、それに対する、この意見に対する答えもし
てもいいと思うんですよ。例えば、特にかちんときているのが、ネクタイを、というのが
あって、ほっとけやと思うんですよ。そもそもクールビズというのは、好きな格好しまし

ようがクールビズであって、脱げというのは意味が違うということを言いたいわけですよ。言われっぱなしってどやねんって思うので。

川村幸康委員長

それは、議会運営委員会で個人的に言って下さい。アンケートに対する反論もしたいということで。

諸岡 覚委員

反論という言い方はおかしい、答弁。

川村幸康委員長

答弁な。

諸岡 覚委員

せっかく意見もらっとるんやで、意見もらいっぱなしはあれやで、答えがあってもいいんじゃないかなと。

樋口博己委員

アンケートにお答えしますと。

諸岡 覚委員

アンケートで質問もらった部分については答える。でも、それがいいんちゃうかなと思うんですよ。

川村幸康委員長

一遍、そういう意見があったということ、局長に言っといてよ、とりあえず。局長に言うのと、局長が、議会運営委員会の委員長がみえるで、議会運営委員会に諮ることになると思うよ。

これで一応、今日のあれは終わりなんですけど、今、正副委員長で視察の日程なり、内容をいいところを考えて決めてますので、内容のいいところを。副委員長中心にまとめても

らっとるので。もうだいたい決まりそうやね、もうじき。

山口智也副委員長

もう決まります。

諸岡 覚委員

もう日程って決まっておるん。

川村幸康委員長

日程はもう決まっていますよ。もう一遍言うたって下さい。

濱瀬議会事務局主事

日程は、10月22日から24日の3日間。

川村幸康委員長

杉浦さんだけ悪いんですけど。

杉浦 貴委員

23日に僕は失礼させていただきます。

野呂泰治委員

だいたい方面は。

山口智也副委員長

方面は、新潟・関東方面で。

川村幸康委員長

長岡市行って、予定やとちょっとえらいような日程になっとなったもんで、昨日少し修正して、埼玉かそのあたりで泊まって、足利市行って、帰ってくるような行程やで、そんなに行って来て戻ってというような、ちょっと茨城まで行こうとしたんやけど、少し移

動がえらいかなと思って。

杉浦 貴委員

行った日は長岡市で宿泊させてもらって。

川村幸康委員長

そうです。長岡で泊まって、次の日、埼玉ぐらいで視察して。上越新幹線で。新幹線で動ける範囲内でさせていただきますんで。村上さんにしかられやんように日程決めます。

それでは、きょうはどうもありがとうございました。

お疲れ様でした。

15：40 閉議